



健 第 3 6 3 号
令和 7 年 4 月 3 0 日

総 務 課 長	様
厚 生 政 策 課 長	様
長 寿 社 会 課 長	様
障 害 保 健 福 祉 課 長	様
医 療 支 援 課 長	様
子 ど も 政 策 課 長	様
子 育 て 支 援 課 長	様
保 健 体 育 課 長	様

健 康 推 進 課 長
(公 印 省 略)

石川県感染症発生動向調査における伝染性紅斑警報の発令について

日頃より、感染症対策の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、標記について、石川県感染症発生動向調査（小児科 29 定点医療機関）における伝染性紅斑患者の定点医療機関あたりの報告数が、令和 7 年第 16 週（4 月 14 日～20 日）で 2.45 人、第 17 週（4 月 21 日～27 日）で 2.34 人となり、警報の基準値である定点あたり 2 人を 2 週連続で超え、大きな流行が発生又は継続しつつあることが疑われますので、別紙のとおり情報提供いたします。

つきましては、伝染性紅斑の感染拡大防止対策の徹底等について、貴関係団体・施設に対し、周知・指導方よろしく申し上げます。

(事務担当)

健康推進課感染症対策室

TEL : 076-225-1997

FAX : 076-225-1444

石川県感染症発生動向調査における伝染性紅斑警報の発令について

石川県感染症発生動向調査における伝染性紅斑患者の定点医療機関あたりの報告数が、令和7年第16週（4月14日～20日）で2.45人、第17週（4月21日～27日）で2.34人となり、警報の基準値である定点あたり2人を2週連続で超え、大きな流行が発生又は継続しつつあることが疑われるため、警報を発令します。

※本県では、令和元年にも警報を発令しています。

1 伝染性紅斑の流行状況について

＜伝染性紅斑の定点医療機関（小児科 29 医療機関）あたりの報告数の推移（人）＞

区分	3/24-30 (第13週)	3/31-4/6 (第14週)	4/7-13 (第15週)	4/14-20 (第16週)	4/21-27 (第17週)
石川県	1.62	0.97	1.97	2.45	2.34
全 国	0.82	0.63	1.13	1.25	(未発表)

＜伝染性紅斑とは＞

- ・ 小児に多い発しん性のウイルス感染症で、微熱やかぜ症状などの後に、両頬に赤い発しん(紅斑)が現れ、リンゴのように赤くなることから「リンゴ病」とも呼ばれる
- ・ これまで感染したことのない妊婦が感染した場合、流産などのリスクの恐れがある
- ・ 紅斑が見られる時期にはほとんど感染力はなく、基本的には自然に回復する

2 今後の対応

(1) 注意喚起の通知を、4月30日（水）付けで関係機関に行う。

→庁内関係部局、市町、医療関係機関 など

(2) 県民へ ホームページ、SNS にて注意喚起を行う。

3 呼びかけ内容

- ・ こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染対策を心がけましょう。
- ・ 妊娠中の方、妊娠の可能性のある方は、できる限り、かぜ症状がある方との接触を避けるようにしましょう。

(参 考) 全国状況（国立健康危機管理研究機構データ）

→第16週までに、合計12都道府県（石川県を含む）で、警報基準値である定点あたり2人以上

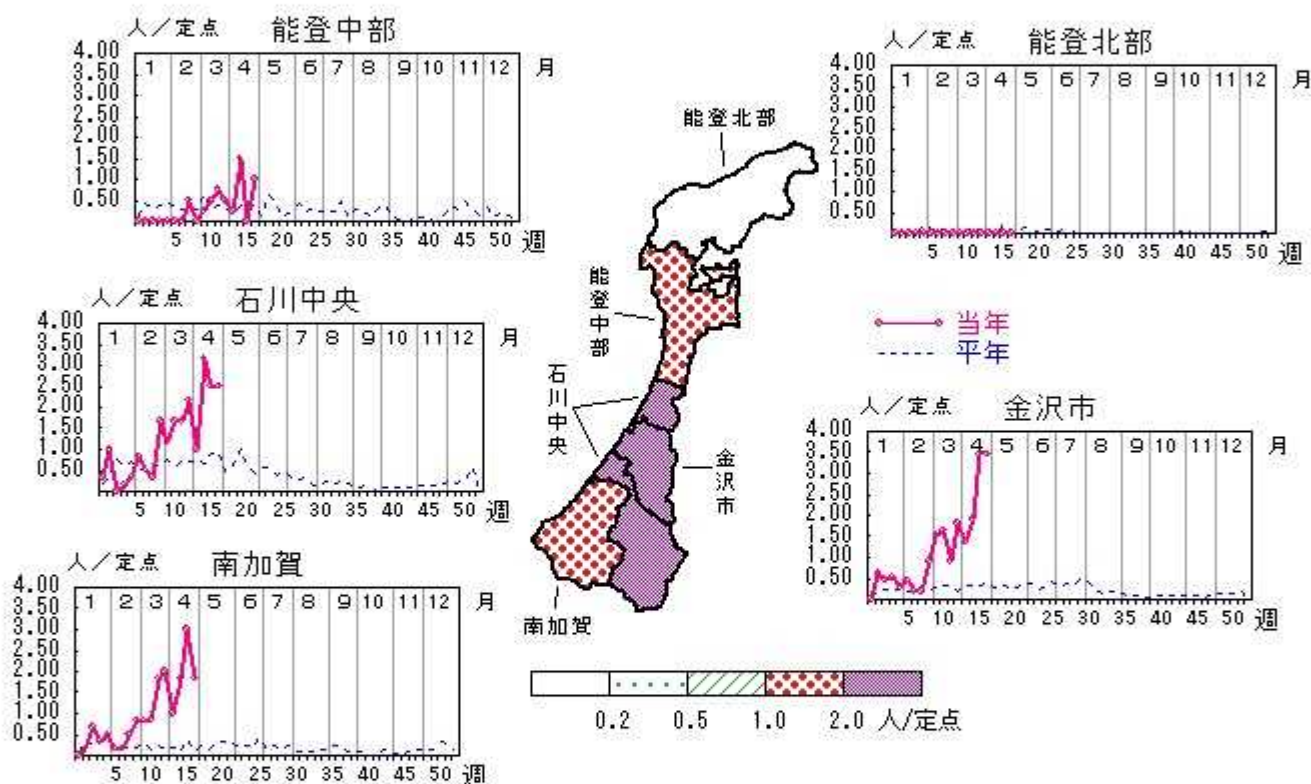
伝染性紅斑

2025年13週～17週

上段:定点からの患者報告数

下段:定点あたりの患者数

	13 週	14 週	15 週	16 週	17 週
石川県	47 1.62	28 0.97	57 1.97	71 2.45	68 2.34
金沢市	20 1.82	15 1.36	21 1.91	38 3.45	38 3.45
南加賀	12 2.00	6 1.00	11 1.83	18 3.00	11 1.83
石川中央	13 2.17	6 1.00	19 3.17	15 2.50	15 2.50
能登中部	2 0.50	1 0.25	6 1.50	0 0.00	4 1.00
能登北部	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00



人/定点

○ 当年(石川県) — 前年(石川県)
× 当年(全国) - - - 平年(石川県)

